

賃金の計算方法について

1 基本的な考え方（月給日給制の場合）

基本給のほか、恒常的に支払われる諸手当を加えた賃金を月間所定内労働時間数で除したものの。ただし、手当の性質により、事業所としての賃上げと認められないものは除外して計算するもの。（「2 対象となる賃金」参照。）

※1：時給制の場合、原則として当該時給額により比較するもの。

※2：日給月給制や変形労働時間制などの場合、賃金引上げ月における所定内労働時間数を基準として算出します。（「3 労働時間制ごとの計算方法」参照）

賃金の計算方法について、ご不明な点がある場合には、
物価高騰対策賃上げ支援事業事務局（019-601-7165）までお問い合わせください。

2 対象となる賃金

次の賃金を除外したもの。

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 - (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 - (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金、固定残業代、みなし残業代 など）
 - (4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
 - (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
 - (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
 - (7) 1年の中で支給されない月があるもの（暖房手当など）
 - (8) 1年の中で、支給要件の満たし方によって、金額が変動する可能性があるもの（住宅手当など）
 - (9) その他、事業所としての賃上げと認められないもの（役職手当、営業手当など）
- ※ (8)、(9)については、恒常的に支払われており、かつ事業所全体で手当額の改定が行われている場合には、賃上げとみなし、対象に含めます。

3 労働時間制ごとの計算方法

1か月単位の変形労働時間制 又は 変形労働時間制でない日給月給制の時給の計算方法

賃上げした月

$$\text{月間所定労働日数} \times \text{1日の所定労働時間} = \text{賃上げした月の所定労働時間}$$

賃上げした月

$$\text{賃上げ後の月給} \div \text{賃上げした月の所定労働時間} = \text{賃上げした月の時給}$$

賃上げ月の前月

$$\text{賃上げ前の月給} \div \text{賃上げした月の所定労働時間} = \text{賃上げ月の前月の時給}$$

賃上げした月の時給 と 賃上げ月の前月の時給 を比較して60円以上引きあがっていれば対象

※ 賃上げ月の前月との比較において、休日数の増加など労働条件の変更のみによる時給額の増加は、本支援金における賃上げとは認められませんので御注意ください。

1年単位の変形労働時間制の時給の計算方法

賃上げした月

$$\text{年間所定労働日数 (365日-年間所定休日)} \times \text{1日の所定労働時間} \div 12 = \text{月平均所定労働時間}$$

賃上げした月

$$\text{賃上げ後の月給} \div \text{月平均所定労働時間} = \text{賃上げした月の時給}$$

賃上げ月の前月

$$\text{賃上げ前の月給} \div \text{月平均所定労働時間} = \text{賃上げ月の前月の時給}$$

賃上げした月の時給 と 賃上げ月の前月の時給 を比較して60円以上引きあがっていれば対象

※ 賃上げ月の前月との比較において、休日数の増加など労働条件の変更のみによる時給額の増加は、本支援金における賃上げとは認められませんので御注意ください。